

平成28年6月17日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年6月17日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番、古川幸義君、9番、村井勉君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、6月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について。

平成28年6月14日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）。

議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）。

議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）。

議案第4号、専決処分の承認について（多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正）。

議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）。

議案第11号 物品購入契約の締結について。

請願第1号、学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願。

審議結果。

議案第1号から議案第4号、議案第8号、議案第11号及び請願第1号について、委員、傍聴議員 より。

一つ、国民健康保険税条例の改正に伴う対象者は、何人ぐらいか。

一つ、債務負担行為と今後のスケジュールを説明してほしい。

- 一つ、1市2町の整備検討会の議事録は、必要でないのか。
 - 一つ、1市2町の整備検討会の協議内容を説明してほしい。
 - 一つ、学校給食センター整備事業P F Iアドバイザー業務委託が高くなっているのではないか。
 - 一つ、債務負担行為の部分については、要因することはできない。
 - 一つ、教育費の中学校費の学校建設費、310万円計上しているのを説明してほしい。
 - 一つ、藤田クリーニング屋さんの前のネットが低いので、防塵ネットをもう1枚してほしいという要望があるかどうか。
 - 一つ、農業振興費の中の、「おいでまい」等ブランド強化学業の説明をしてほしい。
 - 一つ、交通安全対策費の中の高齢者免許証自主返納支援費は、増えているのか。
 - 一つ、今回、購入した消防車は、大型化なると思うので何処まで入れるのか。
 - 一つ、3月31日の総務教育常任委員会で1市2町による合同P F I方式を進めることに承認されており、また、善通寺市も2019年9月からの運用開始を目指して整備を進める方針を示しているため、請願第1号に反対する。
 - 一つ、今回の進め方に疑義があり、もう一度白紙に戻すべきと思うので請願第1号に賛成する。
 - 一つ、多度津町から給食センターがなくなることの4,000名の署名も出ており、デメリットもあり、白紙に戻してほしいため、請願第1号に賛成する。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。
- 一つ、国民健康保険税条例の改正に伴う影響する人数は、上限については、45世帯で、減額世帯は、5割軽減が10世帯で人数が22人、2割軽減が4世帯で人数が30人と推計している。
 - 一つ、債務負担行為は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業P F Iアドバイザー業務委託料を本年度に契約をし、28、29の2カ年事業で支払い、債務負担行為は、平成29年度で実施をするものである。今後のスケジュールは、平成28年9月、給食センター整備事業P F Iアドバイザー業務の委託契約を締結。平成28年9月から12月、事業方針の作成。平成29年1月から4月、入札公告資料の作成。平成29年5月から8月、参入事業者からの提案書の受付。平成29年9月、事業者決定。平成29年10月から11月、基本協定・仮契約締結。平成29年12月、契約締結。平成30年1月から6月、基本・実施設計。平成30年7月から8月、確認申請。平成30年9月から平成31年6月、給食センター建設。平成31年7月から8月、開業準備。平成31年9月、給食提供開

始である。

一つ、1市2町の整備検討会の議事録は、必要だと思う。記録の方法は、検討する。

一つ、学校給食センター整備検討会は、4月21日、善通寺市役所において、「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備検討調査業務報告書」についてと、今後のスケジュールについてを議題とし同じく、5月24日、「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業PFIアドバイザリー業務委託」についてと広域連携についてを1市2町で協議を行っている。

一つ、報告書のアドバイザリー金額は、先行事例を基に出しており、今回は設計金額である。

一つ、学校建設費の計上は、多度津中学校の野球のグラウンドで、ホームベース上のフェールチップ防止ネットの面積を拡げる費用である。

一つ、藤田クリーニング屋さんの前のネットは、当初、強度等の打ち合わせも行い、現状を鑑みた中で、下から最低5mとしている。今後、現状を把握しながら検討したい。

一つ、「おいでまい」等ブランド強化事業は、香川県のオリジナル米である「おいでまい」、これを高品質化し、また味も濃い安定化を図るための県の事業である。

一つ、高齢者免許証自主返納支援費は、当初30人ぐらい予定していたが、昨日現在、男11人、女11人の22人となっているため、増額をしている。

一つ、今回購入した消防車は、中型免許で乗れる大きさの総重量車で、毎月、消火栓や防火水槽等を点検をしているところは、全て行けると思っている。導入後に即、調査したい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第4号については、委員会として原案を承認し、議案第8号、議案第11号については、委員会として原案を可決した。

請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他2件の報告がありました。

以上で、総務教育常任委員会の報告についてを報告致します。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、6月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長 小川 保君

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成28年6月14日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。

議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について。

議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正について。

議案第9号、多度津町道の路線認定について。

議案第10号、多度津町道の路線変更について。

審議結果。

議案第5号から議案第7号及び議案第9号、議案第10号について、委員、傍聴議員より。

一つ、ひとり親家庭等医療費の助成対象人数は、何名ぐらいになるのか。

一つ、重度心身障害者は、多度津町でどのぐらいの人口がいるのか。

一つ、重度心身障害者等医療費の助成金はどのぐらいのなるのか。

一つ、多度津町で18人以下の通所介護事業所は、どのくらいあるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、ひとり親家庭等医療費の助成対象人数は、平成28年4月1日現在で584名である。

一つ、多度津町の重度心身障害者は、平成27年3月末現在での対象者が、障害手帳を持っている方が1,051人、療育手帳を持っている方が154人、精神手帳を持っている方が110人で合計1,315人である。

一つ、平成27年度の重度心身障害者等医療費の助成金の実績は、6,577万円である。

一つ、18人以下の通所介護事業所は、町内に5か所ある。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第5号から議案第7号及び議案第10号については、委員会として原案を可決し、議案第9号については、委員会として原案を認定した。

またその他として、執行部より他2件の報告がありました。

以上、ご報告致します。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、専決処分の承認について（多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り承認する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正ついてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算 (第1号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

村岡清邦君。

議員 (村岡 清邦)

6番、村岡清邦です。

私は、この6月議会に提案された、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算 (第1号) の内、第2表、債務負担行為の補正、追加限度額928万

5,000円について、容認できないことから、反対の立場で討論します。
債務負担行為額として928万5,000円が計上されていますが、検討調査報告書（速報版）として報告されたアドバイザー業務の必要金額と比較しますと、あまりにも大幅な増額となっています。

毎年当初予算の編成の時期には、最少の経費で最大の効果をあげる予算編成に心がけるようにという言葉が、よく使われて通知が出されます。こうした心がけは、その後の補正予算の時においても、その理念は継続するもの、継続されているものと考えます。

今回計上された予算額は、1市2町の合計額は、ご答弁にあったように、2,700万円となります。

この額は、速報版の数値では、消費税分を含めて2,200万円という説明は、ありましたが、約2割5分もの上乗せされた金額となります。

一般的な数値から勘案しても、到底、考えられる数値ではありません。

また、担当者の会議の決定事項も、お聞きもしましたが、取り寄せた見積書の金額の検討もなく、今回の補正予算の計上となっています。

こうした予算の編成が今後も続いて行くということでは、大変な結果になってしまいます。

新聞報道によれば、15年間で、5億円節約出来るとの内容でありましたが、報告書の中の新規発生をしている、SPC設立初期費用、今回のアドバイザー業務、モニタリングなどの経費についても似通った手順、手法となるのであれば、そうしたことを勘案すれば、相当な金額になってしまいます。

こうした経費こそ、民間業者のノウハウが最も活かせるものと考えます。

つまり、ノウハウを最大限に活かしますから、報告書の金額から更に減額されて見積もられるのが当然ではないでしょうか。

私以外の議員の皆さんも、そうお感じになられるものと思います。

1市2町としての会議の内容の報告も聞きましたが、担当者間においての、発言の記録のないことから、この見積もり金額についての検討状況も、推し量ることはできない内容となっていました。

多度津町の担当者の発言がみえることで、より慎重に協議されていることを知ることもできます。

発言内容の記録があり、厳しく検討協議して決定がなされた金額であるべきです。

さらに、これまで検討調査報告書の様々なところで、民間事業者は、蓄積されたノウハウを持っているので、より低額な金額で効率よく事業が推進できる旨の説明であったと記憶をいたしております。

ならば何故、こんなに大きく乖離した金額となったのか不思議でなりません。

ん。

もちろん、この債務負担行為の金額は、予算の計上、枠取りですから、多少の余裕的な金額が出ることは承知をいたしております。

今少し以前にさかのぼることになりますが、給食センター調査検討報告書の作成業務について、コンサルタント会社と契約をしたわけですが、善通寺市のみの契約となっていたことから、本町の細やかな要求がこの調査書の中に反映が出来得なかったものも見受けられます。

それは、契約者の中に本町が入っていないことから生じたものと言えます。契約者との打ち合わせの中で、その中に本町がはまっていますと細やかな部分についても、その場で発言が付け加えることも出来たと思っております。こうした数値、手順により、補正予算を提出することとなるのであれば、提示いただいている学校給食センター整備検討調査そのものをも、見直しの開始をし、給食センター整備についての方向性の検討を、一早く再度手掛けることが先決です。

勇気ある見直しの決定こそ、よりよい方向性と言えます。

従って、私は、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の内、第2表、債務負担行為の補正、追加限度額928万5,000円については、容認することはできません。

したがって、今回提出の平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）については、反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

はい、渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

議案第8号の債務負担行為の補正928万5,000円について、反対の立場で討論いたします。

善通寺・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託料928万5,000円、契約までのアドバイザー業務の委託料は1市2町で負担、善通寺が1,450万円、多度津町928万5,000円、琴平町321万5,000円と記されています。

アドバイザー費の中身は事業者設定の支援にあたり、コンサルタントに支払う報酬、先行事例から設定するという一方で、しかし先行事例を設定した結果、消費税200万円を入れて2,200万円から2,700万円とかい離し、あまりにもアップの額が大きい。

常識での感覚でいきますと、先行事例に沿ったそれに近い金額、又はそれよりも以下の金額が普通と思われます。

今後、要求水準書に示されている内容と設定額がかい離がある場合は、1市2町とコンサルトンをあわせ、4者でしっかりと協議の上、逐次詳細を議会においても説明、報告をすべきであると思います。

今後は、要求水準書に示されている内容と設定額のかい離は発生すると思われる。

例えば建設費の物価変動についてでございますが、東京オリンピックの影響から資材・労務費の共に高騰しており、先行事例の金額は参考とはならないと思われます。

そういった意味で、曖昧、コンサルトントまかせが原因でまんのう町の例もあります。

そこで私は、今回のPFIに対して色々勉強するつもりで頑張っているんですけども中々スムーズに頭の中に入ってきてませんが、やはりしっかりと執行部の皆さん、1市2町、コンサルトントとどういうふうになっているのかという部分をしっかりと詳細に今後も説明していただきたいと思います。

そういった意味で今回の債務負担行為の補正については反対でございます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

はい、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算について、次の点で反対討論を致します。

平成28年度多度津町一般会計補正予算での歳入歳出の補正での第2条債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為によるとして善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託料として、平成28年度から平成29年度までの期間、限度額として928万5,000円を補正されております。

これは、去る3月31日木曜日に今後の多度津町給食センターの方向について、総務教育常任委員会では、町内給食センター建設検討地、町有地5カ所、民有地1カ所についての説明があり、さらに今後の多度津町給食センターの方向について、1. PFI方式スケジュール短縮案、2. 検討結果の2つが出され、質疑中に質疑打ち切りとなり多数決により総務教育常任委員会で1市2町での学校給食センターの方向性を決めてしまいました。

そして5月6日金曜日に建設産業民生常任委員会終了後に全員協議会では、1. 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備検討調査業務報告書についての議題があり、報告、説明がありました。

これまで今まで、1. 多度津における地産地消の取り組みに対して、大きな影響があること、2点目に熊本地震や5年前の3.11東北地震における炊き出し施設で自己方式の給食施設の必要性があること、3点目に香川県でも中央構造線が走っており、震災は避けて通れないこと、4点目に教育的給食施設の老朽化対策としての統合の説明を各地区で住民説明会を開くべきなどと主張してまいりました。

今回の債務負担行為の補正では、1. 今まで議会の本会議で方向性については、議決をされていないこと。

2点目に現段階で町民や受益者が納得のいく説明を受けない中で、いよいよ足を踏み込んでしまうことになること。

3点目に債務負担行為の補正が認められると、実質的なものになって進んでいくことになってしまうことに多くの町民が不安を持っていることなど、以上の3点から給食受益者である児童や生徒、保護者住民の事前の合意がないまま議決することに対し反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、多度津町道の路線認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、多度津町道の路線変更についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、物品購入契約の締結についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、請願第1号、学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

はい、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願に賛成の立場で討論します。

先日の一般質問のときにも、学校給食の大切さについて書籍を紹介しながら、述べさせていただきました。

全てをご紹介できれば良かったと思いますが、学校給食を変え、不登校の生徒も皆無に近い状況となったとの記述もありました。

また、学校給食で一日分に匹敵する栄養をとってもらう、腹いっぱい食べさす、給食との記述もありました。

まだまだありますが、お知らせできないのが残念で仕方ありません。

地産地消の取り組みについても、他の自治体の取り組みの話を聞いてみますと、センター化が始まれば、始まった当初はそれなりに使用ができていても、次第に見えなくなってしまうとの説明でした。

地産地消を積極的に推進するとのお考えのようですが、ならばなぜ、本町で積極的協力をしていただいていた団体に対して、その説明をする手間、暇を

かけてこなかったのか。

先日、こんな話をしてくれた方がいました。

自分達の子ども達が、自分で作ったものを調理し、みんなで食べたら、嫌いな食材も「友達がおいしい」と言って食べていると、食べてみようと口にす
るんですよ。

まさにこれが、食育ではないでしょうか。

地域で作られた食材、作っている人の顔がわかる地産地消は、食育の原点と
言えます。

そうした協力団体の方は、多度津町の子供たちのために、多度津町のために
の思いがあって頑張ってくられたと、私は感じています。

そんな思いを持って進めて来られた方々には、方向性が決定する以前に説明
をすべきであったと思います。

また、3月31日以後、説明に行けているのでしょうか。

私の耳には、入っていません。

誠に残念なことだと思います。

地域保護者への説明についても同様です。

教育長は、PTA連絡協議会に対しての説明をしたとか、学校長に知らせた
との答弁をなさりましたが、教育長が先頭に立って保護者の皆さんにお話を
すべきであったというように思います。

保護者の方になぜ説明をしないのか。

説明をする機会は、いくらでもあったと思います。

そうすべきです。

少し時間が遅くなっていますし、決定したから説明すると、何回もお聞きし
てきました。

言葉が過ぎるかもしれませんが、今となってはもう、今更説明をしてもしよ
うがないというのかもしれませんが。

温かな給食の提供については、なんとか対応ができるんですよと、以前給食
を作っていた方の、お話も聞けましたが、長時間温かい状態で保管している
と、食材は、余分に煮えてしまうんです。

だから、食味が落ちるんですとのお話でした。

私は、温かい給食、温かい給食との思いばかりを考えていましたから、食味
のことなど、頭にはありませんでした。

なるほどとうなずけるものです。

また、おおよそ、10時30分から、11時までに給食を作り上げるわけですか
ら、時間に追われ続けてつくる7000食の給食の食材は、カット野菜、冷凍食
品の食材が多くなってくるとも、安心安全な給食のことを考えると油断で

きません。

カット野菜の生産地のことも心配です。

冷凍食材は、と問いかけたくなります。

三豊市の給食献立表をみせていただきました。

一ヶ月の献立の中に、こうした食材は、数多く見かけられると元調理員の方に、チェックしていただくと、これも冷凍、これも冷凍、チェッカーフラッグ状態となりました。

ラジオ番組だったと思いますが、こんな話も耳にしました。

子供の頃、まだ眠気の残る朝方、朝食を作っている母親が、ガチャガチャと食器の触れあう音を立てている、こどもの時は、「うるさい」と感じていました。

しかし、今、自分が母親になってみると、作った物をどの器に入れようと、またこの器に入れると美味しく見え、食欲をそそるのではとあれこれ考えて手を動かすと、どうしても音がでてしまう。

そうか、子供のとき聞いた、あのガチャガチャの音は、実は、心地よい物音だったんだと、気づかされたとお話でした。

本来、学校給食は、包丁の音まで聞くことはできないわけですが、食器の触れ合う音、匂いを感じ調理する方の姿、顔を見ながら笑顔で話のできる自校方式が望ましいわけですが、多度津町がこれまで子供たちのためにとのその思いを継続し、学校給食は多度津の町でとの熱意を大切にされてきました。

これからの学校給食も、これまでの思いを大切にし、センター方式であっても、多度津の町に学校給食センターを確保することが重要なのではないでしょうか。

そこで請願事項、その1、給食センター統合計画を一旦凍結し、町民の不安を払拭するため、町議会での慎重審議を求めます。

その2、子供たちの食事情、健康状態を分析し、それを踏まえた多度津町として目指すべき学校給食の姿を明らかにし、その推進方策を人的体制も踏まえた町独自の給食調理場整備計画を定めるよう町に要望してくださいとした、請願の、学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願に賛成するものです。

終わります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願についてであります。

すが、初日の提案説明でも報告があったとおり、3月定例後の3月24日と3月31日に総務教育常任委員会を開催し、執行部と協議した結果、31日の委員会にて今後の多度津町給食センターの方向性について、1市2町による合同のPFI方式で進めていくことで採決を行った結果、賛成5名、反対1名で了承されました。

5月31日の新聞報道では、善通寺市は2019年9月からPFI方式による1市2町での共同学校給食センターの運用開始を目指して、整備を進める方針を示した今の時期に、1人の反対意見による多度津町が見直しを考えることはできないと思います。

今後は運用開始日も含め、子ども達によりよい給食が提供できるよう1市2町で協議を進めていくことだと考えますので、今回の意見書提出の請願書については反対致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

平成28年第2回多度津町議会定例会におきまして、去る5月31日に提出され受理された学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願について、次の点で賛成討論をいたします。

現在進められている1市2町、琴平町、善通寺市、多度津町の合同給食センターの建設については、我が多度津町としての台所である町の給食センターが無くなるという根本的な問題にもかかわらず、町民が意見を述べられる機会が少なく、町民の議会への情報提供、政策形成過程での参加が保障されていないような状況でございます。

この請願書は提出されたわけはこのような状況の中でございます。

また、7000食もの大型化による民営化の給食での提供体制のデメリットについてはあまり知らされずに、その上複雑で膨大な資料、労力を必要としており、まんのう町の失敗もあるし、あまりにも問題点が多いPFI方式による建設であります。

このPFI方式による建設コストが安い面のみ強調され、子ども達の現在おかれている食事情、健康状態をつぶさに分析し、それをふまえた多度津町として目指すべき学校給食の姿を明らかにし、その推進方策を人的体制もふまえた町独自の給食調理場整備計画を定めるよう町に要望請願が出されたことはもっともなことであります。

したがって私は、この請願の趣旨に賛同し1市2町による共同学校給食場建設については、食育の原点に立ち返り学校給食法食育基本法を遵守すべきであり、学校給食場については給食センターの計画を一旦凍結にすべきであると考え、学校給食センターの総合整備計画は見直すべきであり、請願については賛成をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊美喜子議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

請願第1号、学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願について賛成の立場で討論します。

給食センターの大規模化により給食の時間に間に合わせる事が最優先となり、栄養享受もそれに合わせた献立しか組めない学校給食法では認められていない前日までに調理された野菜の使用が常態化と聞いております。

つまりカット野菜、加工食品、冷凍食品が多く使われるようになったとそういう部分がほとんどの大型の規模になりましたらなっております。

また、産地偽装が問題となる今日、カット野菜の提供に対して産地をチェックする術もないという問題が心配であります。

共同給食センターになれば小回りのきく給食センターではなくなるのです。

また安心安全な顔の見える多度津町産の食材を増やしていくことや食育を推進する子どもの健康事情を受け止めた給食内容、多度津町は力を注ぐべきであります。

また子どもの安心安全、そして育ち盛り子ども達にとっていかに給食の内容が重要か、どういった給食を子ども達に提供しなければならないかが先で、多度津町の方針にここが抜け落ちております。

大量の冷凍食品を大型フライヤーで揚げるような、献立が多くなるそして大量調理のため野菜などは前日に皮をむき、塩素を投入した水に浸けておく、キャベツ、玉ねぎ、じゃがいもなど野菜を水に浸けこんでおくと、栄養価また、味も香りも落ちる。

またデザートもできあいのものが多くなっている。

煮物に使う釜は大量にして煮るので、人の手は使えず機械で攪拌するなど手作り感がなくなり、そういった給食が増えています。

ゆえに残す量が多くなる、おいしくない給食となる傾向があります。

大量に作るけれども、調理時間は短く、これは大型給食センターの特徴でも

あります。

栄養士も調理士も子どもの声が聞こえない、子どもの為という自覚が薄れてしまう。

給食を作るという過酷な作業に追われてしまう、そしてモチベーションの低下となる。

また地域密着で地産地消が推進でき、町内の農家、町内の事業所の活性化に正に逆行である。

地産地消は守ると言うが現場での人の話を聞くと、到底無理、2300食ならやれる。

子ども達の為なら提供は惜しまない、そのように多くの皆さんからの声を聞いております。

以上で学校給食センターの統合整備計画の見直しを求める請願について賛成の立場で討論いたしました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。

日程第15、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

議員提出議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。
この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。
よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。
これにて、平成28年第2回定例会は閉会いたします。
長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 6 月 17 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記